

令和3年度～
令和12年度

鳥取県における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画書

令和4年3月

鳥取県

目次

鳥取県における獣医療を取り巻く情勢と獣医療提供体制の整備基本方針	1
第1 獣医療を提供する体制の整備を図るための地域区分及び家畜等の飼育状況	2
第2 整備を行う診療施設の内容及びその他の診療施設の整備に関する目標	3
1 飼育動物診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
2 診療施設の整備に関する目標	
第3 獣医師の確保に関する目標	9
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	11
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 産業動物分野の獣医療における連携強化	
3 小動物分野の獣医療における連携の強化	
4 産学官が連携した研究開発	
第5 診療上必要な技術研修の実施及びその他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	12
1 臨床研修	
2 高度研修	
3 生涯研修	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	13
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 広報活動の充実	
4 診療施設の整備	

鳥取県における獣医療を取り巻く情勢と獣医療提供体制の整備基本方針

1 獣医療を取り巻く現状

本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きく貢献をしてきましたが、近年の獣医療を取り巻く情勢は大きく変わりつつあり、さらに広い分野における高い水準の獣医療の提供が求められています。

本県の畜産は、農業産出額全体の約4割を占める基幹的産業であり、高品質で安全な畜産物の安定供給に寄与する上で、高能力種雄牛の造成、ゲノミック評価を活用した育種改良及び飼育規模の拡大による飼養頭数の増加などが進められており、飼養管理の改善、集団衛生管理や慢性疾病対策といった生産獣医療の充実に加え、関心が高まってきているアニマルウェルフェアに基づく適正飼育への技術的助言等も必要となっています。一方で、国内では豚熱及び高病原性鳥インフルエンザが断続的に発生しており、アフリカ豚熱や口蹄疫といった海外悪性伝染の国内への侵入リスクも高まっていることから、県、市町村、関係機関と連携した発生に備えた危機管理体制の構築と農家の飼養衛生管理基準遵守に向けた指導體制の整備など防疫体制の強化が一層求められています。そのためにこれらに的確に対応できる産業動物獣医師の確保や診療・診断技術の高位平準化を図ることが急務となっています。

一方で、近年、本県の産業動物及び公務員獣医師が著しく減少していることから、本県畜産業の振興、食の安全の確保等を図るためには、産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保が喫緊の課題となっています。

また、犬、猫等の家庭で飼育する小動物の国民生活におけるその位置づけは益々高まっており、動物愛護やアニマルウェルフェアに関する意識の向上等に伴い、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化、多様化しています。こうした飼育者のニーズに応えるため、小動物に対する高度かつ多様な診断、治療技術の提供に加え、飼育者に十分なインフォームドコンセントを得る等、飼育者の意向を勘案した総合的な獣医療が求められています。令和元年6月には愛玩動物看護師法が成立し、愛玩動物看護師が国家資格化されたところであり、獣医師と愛玩動物看護師等との連携によるチーム獣医療の提供体制のさらなる充実が期待されるところです。

さらに、人や物の移動拡大等のグローバル化の進展等に伴う感染症の国内侵入・発生のリスクの増大、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加などに対して、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した様々な取組が一層求められるとともに、国際的・社会的にもこれらの取組における獣医師の果たすべき役割が急速に高まっています。

2 獣医療提供体制の整備に係る基本方針

鳥取県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（以下「本計画」という。）は、期間を令和3年度から令和12年度とし、「鳥取県農業生産一千億円達成プラン」、「鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画」、「鳥取県和牛振興計画」、「鳥取県動物愛護管理推進計画」等も踏まえ、本県の獣医療が、今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくよう、獣医療を提供する体制の整備を図ることとします。

（1）産業動物分野及び公衆衛生分野における獣医療の提供体制

飼育規模の拡大や家畜改良による産乳・産肉能力の向上等で高度化する飼養衛生管理等に対応した生産獣医療の確保や、農場H A C C Pに係る指導等の食の安全に向けた対応に加え、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生に備えた危機管理体制の構築が必要となっています。このため、産業動物臨床獣医師や公務員獣医師の確保に積極的に取り組むとともに、自らの役割と責任を認識し、より高度な知識と技術の習得が図れるよう研修会の確保等を進めます。さらに、多様化、複雑化する家畜疾病に対応するため、それぞれの診療施設の計画的な整備による機能の充実を図り、相互の連携による適切な獣医療提供体制の確立を図ることとします。

(2) 小動物分野における獣医療の提供体制

小動物飼育者のニーズはより複雑化、高度化していることから、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範囲な診療技術の提供、丁寧かつ的確な診療内容の説明及び保健衛生指導が求められています。このため、ニーズに対応した高度診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実を図るとともに、獣医師と愛玩動物看護師の業務の役割分担と連携を通じたチーム獣医療体制の充実を推進します。また、高度かつ多様な診療技術を提供していくため、診療分野の専門性による機能分担に関する合意形成を図り、地域獣医療のネットワーク体制の構築を推進します。

第1 獣医療を提供する体制の整備を図るための地域区分及び家畜等の飼育状況

(1) 地域区分

本県における獣医療を提供する体制を整備するために、計画的な取組が必要な地域区分（以下「地域区分」という。）は表1のとおりであり、家畜保健衛生所及び鳥取県農業共済組合家畜診療所（以下「農業共済組合」という。）が配置されています。

表1 地域区分（令和3年4月1日現在）

地域区分	市町村	家畜保健衛生所	鳥取県農業共済組合 家畜診療所
東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	鳥取家畜保健衛生所	鳥取支所
中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	倉吉家畜保健衛生所	本所
西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、 伯耆町、日南町、日野町、江府町	西部家畜保健衛生所	西部支所



図1 地域区分

(2) 鳥取県内の家畜及び犬の飼育状況

本県における地域毎の家畜及び犬の飼育頭羽数については表2のとおりです。乳用牛は、中部や西部地域で飼育戸数・頭数が多く、肉用牛は、中部地域で飼育頭数が多くなっていますが、近年500頭規模のメガファームが東部と西部地域に整備され、東部地域には400頭規模の和牛肥育施設が整備されるなど増頭の動きが見られます。豚と肉用鶏は、企業経営が主で、中部と西部地域で飼育羽数が多く、採卵鶏は、東部と西部地域で飼育羽数が多くなっています。犬の登録頭数は、鳥取市が含まれる東部地域、米子市と境港市が含まれる西部地域で多くなっています。

表2 鳥取県内の家畜飼育頭羽数及び犬の飼育登録頭数

区分	乳用牛		肉用牛		豚	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
東部地域	13戸	2,302頭	54戸	5,826頭	3戸	1,392頭
中部地域	55戸	4,802頭	120戸	12,098頭	10戸	14,579頭
西部地域	46戸	3,464頭	124戸	3,536頭	5戸	44,994頭
計	114戸	10,568頭	298戸	21,460頭	18戸	60,965頭

区分	肉用鶏		採卵鶏		犬
	戸数	頭数	戸数	頭数	登録頭数
東部地域	2戸	2,683羽	6戸	343,725羽	8,229頭
中部地域	27戸	1,826,360羽	4戸	26,439羽	3,959頭
西部地域	30戸	1,459,379羽	4戸	89,340羽	9,334頭
計	59戸	3,288,422羽	14戸	459,504羽	21,522頭

出典 家畜の飼養頭羽数：家畜伝染病予防法第12条の4に基づく定期報告（令和3年2月1日時点）
 犬の頭数：鳥取県の犬及び猫の動物愛護等に関するデータ（令和2年度）

第2 整備を行う診療施設の内容及びその他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における診療施設の開設状況は表3、表4のとおりであり、県内111施設を開設主体別にみると、県が7施設、鳥取市が1施設、農業共済組合が3施設、産業動物関係の法人その他団体・獣医系大学・民間施設で51施設、小動物関係の民間施設診療施設が41施設となっています。

表3 産業動物関係（令和2年12月時点） 単位：か所

区分	診療施設数	内容（開設主体の種類別内訳）							
		県	うち家畜保健衛生所	市町村	農業協同組合	農業共済組合	法人その他団体	獣医系大学	民間開設施設（個人・法人）
東部地域	17	1	1			1	7	1	6
中部地域	23	2	1		1	1	6		12
西部地域	24	2	1		1	1	7		12
県計	64	5	3	0	2	3	20	1	30

表4 小動物関係（令和2年12月時点） 単位：か所

区分	診療施設数	内容（開設主体の種類別内訳）				
		県	市町村	法人その他団体	獣医系大学	民間開設施設（個人・法人）
東部地域	18		1	2	1	14
中部地域	14	1				13
西部地域	15	1				14
県計	47	2	1	2	1	41

出典：獣医療法第3条の届出（令和2年12月時点）

診療施設には、獣医療法第7条第1項に規定する「往診診療者等」を含む

診療施設は103施設で、産業動物と小動物の両方を診療している施設は重複して集計している

(2) 主要な診療機器等

県内診療施設のうち、回答を得た 55 の診療施設の整備状況は表 5 のとおりです。多くの診療施設で検体成分分析装置（血液生化学分析装置等）や生体画像診断機（デジタルエックス線撮影装置，超音波診断装置等）などが整備されています。

産業動物分野は、往診が主体となるため、超音波妊娠診断装置といったポータブルタイプの診療機器の保有が各地域で整備されています。中でも中部地域では、大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）が県内で唯一、ミルコスキャン（乳成分分析装置）を保有し、県下酪農家全戸の牛群検定を実施しています。また、同地域では独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場のように家畜人工授精や受精卵移植に係る機器が整備されている施設もあります。

小動物分野は、各地域の拠点となる施設である国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）、倉吉動物医療センター、米子動物医療センターでCT装置、MRI装置、電子スコープ、イメージインテンシファイアなど高度医療に対応できる診療機器が配備されています。

表 5 診療施設の施設及び主要な診療機器の整備状況

(単位：か所)

区分	開設主体	調査施設数	回答施設数	施設の整備状況									検体成分分析装置						
				診察室	手術室	検査室	解剖室	焼却施設	エックス線撮影(診療)室	入院施設	処置室	隔離入院室	血液生化学分析装置(ドライケムなど)	自動血球計算装置	乳汁中体細胞測定装置	乳成分測定装置(ミルコスキャンなど)	高速液体クロマトグラフィー	分光光度計	血液ガス測定装置
県計	都道府県(家保等)	7	5	1	0	4	3	3	0	1	1	0	4	3	0	0	2	1	0
	市町村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	獣医系大学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1
	農業共済組合	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	1	1
	農業協同組合	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	民間施設(産業動物)	50	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民間施設(小動物)	39	21	21	20	12	1	0	18	21	7	1	2	10	0	0	0	1	3
	合計	103	65	23	21	20	5	4	19	23	9	2	10	17	0	1	2	3	5
東部地域	都道府県(家保等)	1	1			1	1	1					1	1					
	市町村	1	1																
	獣医系大学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	
	農業共済組合	1	1			1							1	1					
	農業協同組合																		
	民間施設(産業動物)	13	5																
	民間施設(小動物)	15	6	6	6				6	6	3			3					
小計	32	15	7	7	3	2	2	7	7	4	1	3	6	0	0	0	0	1	
中部地域	都道府県(家保等)	3	3	1		2	1	1		1	1		2	1			2	1	
	市町村																		
	獣医系大学																		
	農業共済組合	1	1			1							1	1				1	
	農業協同組合	1	1													1			
	民間施設(産業動物)	18	15																
	民間施設(小動物)	11	8	8	7	6	1		7	8	3	1	2	3				1	
小計	34	28	9	7	9	2	1	7	9	4	1	5	5	0	1	2	2	2	
西部地域	都道府県(家保等)	3	1			1	1	1					1	1					
	市町村																		
	獣医系大学																		
	農業共済組合	1	1			1							1	1					
	農業協同組合	1	1																
	民間施設(産業動物)	19	12																
	民間施設(小動物)	13	7	7	7	6			5	7	1			4				1	
小計	37	22	7	7	8	1	1	5	7	1	0	2	6	0	0	0	1	2	

※県下 103 診療施設のうち回答のあった 61 施設について集計(令和3年8月)

表 5 診療施設の施設及び主要な診療機器の整備状況（続き）

（単位：か所）

区分	開設主体	調査施設数	回答施設数	生体画像診断装置									免疫・DNA診断装置							
				ファイバースコープ	フィルム現像式エックス線撮影装置	デジタルエックス線撮影装置	超音波診断装置（ポータブルエコー含む）	心電心音計	イメージインテンシオンファイア	CT装置	MRI装置	PET装置	ELISA装置（プレートウォッシャー含む一式）	蛍光顕微鏡	顕微鏡（写真撮影用含む）	恒温培養器	嫌気性培養装置	コンベンショナルPCR装置	リアルタイムPCR装置	DNAシーケンサー
県計	都道府県（家保等）	7	5	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	5	4	3	1	1	1
	市町村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	獣医系大学	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	農業共済組合	3	3	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0
	農業協同組合	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民間施設（産業動物）	50	32	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
	民間施設（小動物）	39	21	9	1	15	15	14	1	1	0	0	0	16	2	1	0	1	0	0
	合計	103	65	10	1	16	25	16	2	2	1	0	1	1	26	11	4	1	2	1
東部地域	都道府県（家保等）	1	1				1							1	1	1				
	市町村	1	1																	
	獣医系大学	1	1	1		1	1	1	1	1				1	1					
	農業共済組合	1	1			1								1	1					
	農業協同組合																			
	民間施設（産業動物）	13	5																	
	民間施設（小動物）	15	6	2	1	2	2	3						1						
	小計	32	15	3	1	3	5	4	1	1	1	0	0	4	3	1	0	0	0	
中部地域	都道府県（家保等）	3	3				2							1	3	2	1	1	1	
	市町村																			
	獣医系大学																			
	農業共済組合	1	1				1	1						1	1					
	農業協同組合	1	1				1													
	民間施設（産業動物）	18	15				1						1	1	1					
	民間施設（小動物）	11	8	2		7	7	7	1	1				9	1			1		
	小計	34	28	2	0	7	12	8	1	1	0	0	1	1	14	5	1	1	2	
西部地域	都道府県（家保等）	3	1				1							1	1	1				
	市町村																			
	獣医系大学																			
	農業共済組合	1	1				1							1	1					
	農業協同組合	1	1																	
	民間施設（産業動物）	19	12																	
	民間施設（小動物）	13	7	5		6	6	4						6	1	1				
	小計	37	22	5	0	6	8	4	0	0	0	0	0	8	3	2	0	0	0	

※県下 103 診療施設のうち回答のあった 61 施設について集計（令和 3 年 8 月）

表5 診療施設の施設及び主要な診療機器の整備状況（続き）（単位：か所）

区分	開設主体	調査施設数	回答施設数	理化学的治療機器					受精卵移植関連機器		その他				
				レーザー照射装置	照射用放射線装置	ガス麻酔器	人工呼吸装置	自動点滴装置	マイクログラムチューブリーダー	プログラムフリーザー	クリーンベンチ	安全キャビネット	オートクレーブ	ガス滅菌機	遠心分離機
県計	都道府県（家保等）	7	5	0	0	0	0	0	1	0	4	4	4	4	4
	市町村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	獣医系大学	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1
	農業共済組合	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3
	農業協同組合	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民間施設（産業動物）	50	32	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1
	民間施設（小動物）	39	21	5	0	14	13	14	0	0	1	1	17	4	17
	合計	103	65	6	1	15	14	15	2	1	7	6	26	12	26
東部地域	都道府県（家保等）	1	1								1	1	1	1	1
	市町村	1	1												
	獣医系大学	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1
	農業共済組合	1	1										1	1	1
	農業協同組合														
	民間施設（産業動物）	13	5												
	民間施設（小動物）	15	6	1		1	2	1					3	1	3
	小計	32	15	2	1	2	3	2	0	0	2	2	6	4	6
中部地域	都道府県（家保等）	3	3						1		2	2	2	2	2
	市町村														
	獣医系大学														
	農業共済組合	1	1										1	1	1
	農業協同組合	1	1												
	民間施設（産業動物）	18	15						1	1	1		1		1
	民間施設（小動物）	11	8	1		7	5	7				1	8	2	8
	小計	34	28	1	0	7	5	7	2	1	3	3	12	5	12
西部地域	都道府県（家保等）	3	1								1	1	1	1	1
	市町村														
	獣医系大学														
	農業共済組合	1	1										1	1	1
	農業協同組合	1	1												
	民間施設（産業動物）	19	12												
	民間施設（小動物）	13	7	3		6	6	6			1		6	1	6
	小計	37	22	3	0	6	6	6	0	0	2	1	8	3	8

※県下 103 診療施設のうち回答のあった 61 施設について集計（令和 3 年 8 月）

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 産業動物分野の整備目標

ア 家畜保健衛生所

発生リスクが高まっている豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対する防疫対策の拠点及び地域の家畜衛生を指導する中核的機関として家畜保健衛生所の施設整備、診断機器等の整備により病性鑑定機能の高度化や初動防疫体制の強化及び生産獣医療の充実を図ります。また、家畜伝染病の発生に備えた危機管理体制の強化として初動防疫に必要な防疫資材の備蓄強化を図ることとします。

イ 農業共済組合

県内産業動物診療の基幹的診療施設として、民間獣医師、鳥取大学や家畜保健衛生所と連携し、地域の産業動物診療を担っており、その診療業務を円滑に行うための検査機器や診断機器等の整備を図ります。また、農業共済組合の診療のウェイトが高まっており、山間部に点在する農家の効率的な診療が必要となっていることから、遠隔地診療に必要な機器整備についても検討していきます。

ウ その他診療施設

大山乳業や民間診療施設については、家畜保健衛生所や農業共済組合の利用を促し、過剰な設備投資とならないように、必要な施設・機器等の整備を図ることとします。

(2) 小動物分野の整備目標

小動物分野では、専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、民間の検査機関の活用を図りながら、設備投資を行うときは適切な規模となるよう配慮し、必要な施設及び検査機器等について整備します。

また、鳥取大学をはじめ、各地域で拠点となっている診療施設とその他診療施設が連携を図りながら、一次診療と二次診療の機能分担を行い、効率的で飼育者のニーズに合った獣医療の提供を行うための施設整備を推進していきます。

(3) 各地域における診療施設の整備目標

ア 東部地域

東部地域は、畜産農家戸数は少ないものの、酪農、肉用牛及び採卵鶏農場で大型農場がある地域です。牛の農場については、農業共済組合及び民間獣医師が主に獣医療を提供し、豚及び鶏の農場については家畜保健衛生所の指導による適切な獣医療の提供が行われているところであり、山間部に点在する農場を効率的に診療するために必要な施設整備や家畜保健衛生所と関係診療施設との連携強化を図ります。

イ 中部地域

中部地域は、県下で畜産農家戸数が最も多く、肉用牛、養豚、肉用鶏の企業型畜産が多い地域です。企業の管理獣医師による獣医療の提供も一部では行われていますが、牛の農場においては、農業共済組合、大山乳業の獣医師又は民間獣医師による診療が行われ、豚及び鶏の農場における獣医療の提供は、家畜保健衛生所が中心となっています。そのため各診療機関が相互に連携を図りながらその機能を活用し、必要に応じて計画的に施設整備等を行うこととします。

ウ 西部地域

西部地域は、企業経営による大型養豚農場、肉用鶏農場もありますが、小規模の肉用牛経営が

比較的多い地域です。牛の農場においては、他の地区同様、農業共済組合又は民間獣医師による診療が中心で、豚及び鶏農場における獣医療の提供は、家畜保健衛生所が中心となっています。山間部においては、獣医療の提供が非効率となっている地域があることから、各診療機関が相互に連携を図りながら効率的に診療体制を整備し、必要に応じて計画的に施設整備を図ることとします。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

産業動物分野では、産業動物臨床獣医師や公務員獣医師への就業を希望する獣医学生が少なく、獣医師の高齢化と人材不足が続いています。この原因としては、新規獣医師の約半数が小動物分野を選択していること等、獣医師の活動分野における偏在が挙げられ、県内から獣医系大学へ進学する学生が毎年1から2人程度であることも要因です。このため、牛の診療獣医師は51歳以上が約62%（31/50人）と高年齢化が進み（表6）、農業共済組合による診療のウェイトが年々高まっており、農業共済組合獣医師の安定確保が必要となっています。

生産現場では規模拡大が進むとともに、家畜伝染病の発生に対する危機管理体制の強化が必要で、豚熱ワクチン接種に携わる獣医師の確保も困難な状況となっています。さらに、近年では新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスの流行に係る保健所機能の強化等で、公衆衛生に携わる獣医師の確保も急務となっています。

このため、産業動物臨床獣医師と公務員獣医師の確保目標を表7のとおりとし、獣医師の確保対策を推進していきます。

表6 県内の牛の診療獣医師の年齢構成 (単位：人)

年齢区分	～30歳	31～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	総数
牛の臨床獣医師数	5	5	9	5	26	50
うち女性獣医師数	2	4	6	1	0	13
東部地域		1	3		7	11
うち女性獣医師数		1	1			2
中部地域	3	3	6	3	10	25
うち女性獣医師数	2	2	5			9
西部地域	2	1		2	9	14
うち女性獣医師数		1		1		2

※令和2年獣医師法第22条の届出集計（農業共済組合、民間診療の集計）

表7 獣医師の確保目標

(単位：人)

区分	(参考) 平成22年12月時点	令和2年12月時点 の獣医師数 (A)	令和12年度における 獣医師の確保目標 (B)	令和12年度までに退職・廃 業が想定される獣医師数 (C)	令和12年度推定獣医師数 (D) ((A) - (C))	令和12年度までに確 保すべき獣医師数 (E) ((B) - (D))
産業動物臨床獣医師 (団体、開業) ①+②+③ うち開業	60 (28)	50 (27)	50 (27)	15 (10)	35 (17)	15 (10)
①東部地域 うち開業	10 (3)	11 (6)	11 (6)	3 (3)	8 (3)	3 (3)
②中部地域 うち開業	22 (7)	25 (11)	25 (11)	8 (4)	17 (7)	8 (4)
③西部地域 うち開業	28 (18)	14 (10)	14 (10)	4 (3)	10 (7)	4 (3)
県に勤務する獣医師	110	85	95	22	63	32
合計	170	135	145	37	98	47
(参考) 小動物臨床獣医師 (大学を除く開業のみ)	60	58	58			

R2.12.31 獣医師法第22条届出より集計

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保

獣医師の職域偏在については、獣医学教育において、産業動物や行政に携わる獣医師の役割に係る講義が少なく、獣医系大学の学生が大学教育を通じて、産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生行政等の意義や魅力及びその役割について知る機会が少ないことが原因の一つになっているとの指摘がありました。その対策として、県では鳥取大学の獣医学生等を対象に、家畜保健衛生所や畜産試験場、食肉衛生検査所の県関係機関での職場体験を行うとともに、農業共済組合や大山乳業では、家畜衛生対策推進協議会（公益社団法人中央畜産会）が主催する産業動物臨床実習制度による獣医学生の実習の受け入れを進め、産業動物臨床業務の魅力や理解を深めるなど、県や団体でインターンシップを積極的に受け入れてきました。また、県内において産業動物の診療、家畜衛生に関する業務等に従事することを希望する獣医系大学生を対象に、国の「獣医師養成確保修学資金給付事業」を活用した「鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金」を給付し、県内の産業動物分野への就業意欲の醸成を図ってきました。

こうした対策は必要な施策であるため今後も継続するとともに、小動物臨床等に従事している獣医師等を対象とした社会人インターンシップについても拡充するなど取り組みをさらに進めていきます。

また、県や関係団体が連携し、OB・OGによる獣医系大学へのリクルートや、公益社団法人鳥取県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）が主催する県内高校生を対象とした「高校生セミナー」に積極的に参加・協力し、本県畜産業の魅力や産業動物臨床獣医師を含む産業動物に携わるすべての獣医師（以下「産業動物獣医師」という。）として働くことについての理解や興味を深めることにより、県内への就業を誘導していきます。

さらに、鳥取大学との連携では、家畜衛生分野での共同研究や寄附講座の設置も検討するなど、本県の産業動物分野に関わる機会を増やすとともに、公務員獣医師の資質向上と産業動物獣医師としての業務の魅力を高めていきます。

(2) 就業環境の改善

本県の牛の診療獣医師は、表6のとおり50歳以下では女性が半数以上を占めており、今後も女性の占める割合は大きくなっていくと考えられ、公務員獣医師や小動物分野でも同様な状況になると予想されます。このため、女性獣医師が継続的に就業できる環境づくりや働き方改革への対応も踏まえ、雇用者は獣医師の過重労働を回避するよう努めるとともに、男女ともに産前産後休暇・育児休暇が取得しやすく、長期にわたり育児休暇を取得していた獣医師が復職しやすくなるなど、環境改善を推進します。

(3) 再就職支援

産業動物獣医師として家畜の診療等に従事した経験のある獣医師や、家畜衛生、公衆衛生行政に係る業務に従事した経験のある獣医師の知識や経験を活用するため、県や農業共済組合を退職した獣医師及び未就業の獣医師等で就業意欲を有する者に対して、様々な世代やライフステージの獣医師が活躍できる環境整備を推進します。

これらの人材の有効活用を行うために、県獣医師会等の関係団体と連携し、未就業の獣医師に対する求人、求職情報の提供等を行うこととします。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は地域防疫の拠点として位置付けられており、家畜保健衛生所を含めた県組織と市町村、団体、民間獣医師及び家畜の飼育者等の連携の下で、鳥取県飼養衛生管理指導等計画に基づき、家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化とともに、続発している豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の大規模な発生に備えた危機管理体制の強化を図ります。

そのため、家畜防疫員の確保、民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制、診療施設間の連絡・応援体制、家畜伝染病の発生都道府県への家畜防疫員等の派遣等支援体制について、地域獣医師、関係団体及び近隣府県との連携のもとで体制整備を図ります。

また、鳥取大学からアドバイザーを招き、家畜防疫に関する連絡会議や防疫演習を実施し、県内の家畜防疫体制の再点検や体制の見直しも随時行います。

2 産業動物分野の獣医療における連携強化

(1) 診療施設・診療機器の効率的利用

診療的的確化、迅速化を図るために、家畜保健衛生所、農業共済組合、大山乳業等が相互に連携、協力し、それぞれの施設が所有する検査機器、診療施設等を有効に活用しながら、効率的かつ正確な診断に結びつけ、家畜の飼育者のニーズに沿った獣医療の提供について推進します。

また、平日夜間、週休日及び休祝日における円滑な獣医療の提供についてのニーズが高まっていることから、地域連携による診療体制の構築について、県獣医師会や関係団体等と検討していきます。

(2) 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設の間で円滑に機能するよう、民間獣医師、農業関係団体、家畜保健衛生所及び大学等の獣医療関係機関の相互の情報交換を図ります。また、家畜保健衛生所の検査成績、食肉衛生検査のと畜検査成績等の情報を相互にフィードバックするとともに、その中から得られた有用な情報を診療及び保健衛生指導に活かすため、国が令和6年度運用予定の「飼養衛生管理情報共有システム」の活用

を推進します。

(3) 診療効率の低い地域に対する診療の提供

これまで、家畜の遠隔診療については、迅速かつ的確な診療を実現するために、飼育者から病状の聴取等をもって行う診察が行われているところですが、産業動物獣医師の偏在や情報通信機器の高度化、普及等も踏まえ、遠隔診療の適時・適切な活用を推進することが重要となっています。診療効率の低い山間部などに点在する畜産農家での診療については、農業共済組合、民間獣医師、関係団体及び家畜保健衛生所の連携強化に加え、高度で情報量の多い情報通信技術の活用等により診療に必要な情報を確実に入手し、より適切かつ安全な遠隔診療体制を推進します。

3 小動物分野の獣医療における連携の強化

本県では、民間診療施設及び大学の診療施設が地域の小動物獣医療を担っていますが、飼育者が求める一次診療、二次診療をそれぞれが機能分担し、相互の機能を補完、連携しながら、県内小動物獣医療の体制を強化します。また、専門分野ごとに認定された専門医が連携し、飼育者のニーズに沿った高度で専門的な獣医療の提供を推進します。

4 産学官が連携した研究開発

「One Health」の考え方に基づいた獣医療に係る研究・技術開発に加え、高度・複雑化する農場個々の飼養衛生管理に対応した管理技術や家畜伝染病の発生予防・まん延防止に係る技術の開発・普及のため、産官学の連携による取組を促進します。

第5 診療上必要な技術研修の実施及びその他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

県は産業動物分野における実践的な獣医療技術の向上を図るために、県獣医師会、公益社団法人鳥取県畜産推進機構（以下「畜産推進機構」という。）、鳥取大学及び農業共済組合等との連携を促進しつつ、産業動物分野に就業しようとする者を対象に、獣医療に関する法令、食品の安全性、飼育者とのコミュニケーションスキル、その他畜産に関連する知識、技術等に関する研修会等への参加の促進を図ります。

(2) 公務員分野

県は獣医師職員に対して、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等、公務員として畜産行政、公衆衛生行政に携わっていく上で必要な知識、技術等の修得を目的として、国等が実施する研修会、講習会への参加の促進を図るとともに、その成果の普及を図ります。

また、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の大規模な発生を想定して、県及び市町村、関係機関及び民間獣医師等の連携による防疫体制を構築する目的で防疫演習等を実施し、関係者の意識の統一を図ります。

(3) 小動物分野

県獣医師会は、特に新規に小動物分野に就業しようとする獣医師を対象にして、実践的な診療技術の修得や飼育者とのコミュニケーションスキルの向上等に加え、獣医療の実践上必要とされる法令遵守や職業倫理、動物福祉の重要性について再認識するための研修会等への参加の促進を図り、県は

その取組を推進します。また、愛玩動物看護師資格を有するスタッフを含めたチーム獣医療体制が構築されていくよう、県獣医師会、民間獣医師が連携して取り組みを進めます。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

県及び県獣医師会等は、産業動物分野における集団衛生管理技術、H A C C P等を活用した効率的な飼養衛生管理に関する知識・技術等の向上を図るとともに、高度診療機器による診断・治療技術の修得を目的とした技術研修又は学会等を開催し、その参加の促進を図るとともに、農林水産大臣が指定した臨床研修診療施設等が主催する研修会、各種学会の開催状況について情報提供に努めます。

また、県獣医師会、農業共済組合、大山乳業は、関係者や職員を研修会等へ積極的に参加させ、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、地域の獣医師の技術の向上を推進します。

(2) 公務員分野

県は、大学、国公立試験研究機関及び民間研究機関等との共同研究による高度技術の開発を推進するとともに、その成果の普及を促進します。

また、国又は全国団体等が開催する講習会等への参加を促進することにより指導者の養成を図り、地域の獣医師の技術指導等を計画的に行い、地域獣医療の技術向上を推進します。

(3) 小動物分野

県獣医師会等は、専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修又は講習会等の開催に努めるとともに、高度技術研修会、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底及び参加の促進を図ります。

一方、診療業務を行う獣医師は、大学又は農林水産大臣が指定した臨床研修診療施設等における臨床研修、民間団体等が主催するウェブセミナーや講習会等を積極的に受講し、その技術の研鑽に努めます。

(4) その他

本県では、獣医師法（昭和24年法律第186号）法第16条の2に基づく農林大臣が指定する臨床研修診療施設として小動物分野で2施設指定されているところであり、産業動物分野での指定も検討するなど獣医師の技術向上のための環境整備を進めます。

3 生涯研修

日進月歩する獣医療技術、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、獣医師が社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、県獣医師会が開催する各種研修会、講習会への参加や関連する教材等の利用の促進を図ります。

また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、ウェブ等を活用した研修の受講を促進します。さらに、離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図り、人材の積極的活用を図ります。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任の増大や、消費者や飼育者から期待される獣医療の水準の高まりを踏まえ、県は、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉及び野生動物管理等についても考慮し、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導體制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化を図ります。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物及び公務員分野

県、畜産推進機構、県獣医師会等は、自衛防疫活動の強化をはじめとして、産業動物の飼育者に対する鳥取県飼養衛生管理指導等計画に基づく飼養衛生管理基準の遵守の徹底、家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めます。

また、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物を生産するための農場H A C C Pの普及の促進を図ります。

(2) 小動物分野

県や県獣医師会等は、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者及び小動物販売業者に対する保健衛生の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図るとともにまた、狂犬病、S F T S（重症熱性血小板減少症候群）の予防をはじめとした人獣共通感染症の予防に関する情報の提供に努めます。

また、獣医師によるインフォームドコンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化・機能分担、夜間・休日における診療体制の機能分担や役割分担について体制整備を図ります。

さらに、学校飼育動物の保健衛生指導及び野生動物の保護・救済等により、社会貢献の充実を推進します。

3 広報活動の充実

県や県獣医師会等は、ホームページや広報誌等の充実により、家畜衛生情報及び食品の安全性等、獣医療に関する広報活動を強化し、獣医療の果たす役割について県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発普及に努めます。

また、獣医療を適正に提供するために、夜間・休日に診療を提供する診療施設、専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設及び専門医等に関する広報活動の促進を図ります。

4 診療施設の整備

本計画に基づき、産業動物診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資の活用を図ります。